

平成26年度第1回横浜市子ども・子育て会議 会議録	
日 時	平成26年6月17日（火）18時30分～20時45分
開催場所	ワークピア横浜3階
出席者	相原和行委員、明石要一委員、太田恵蔵委員、大野功委員、大日向雅美委員、木元茂委員、佐野健一委員、橋本ミチ子委員、増田まゆみ委員、松岡美子委員、蓑田雅委員、森祐美子委員、梁田理恵子委員、渡辺克美委員
欠席者	河原隆子委員、斎藤有厚委員、土谷みち子委員、土山由己委員、柳井健一委員
開催形態	公開（傍聴者22人）
議 題	<p><議題></p> <p>1 各種基準案に対する意見書のとりまとめについて</p> <p><報告事項></p> <p>1 部会の開催状況について</p> <p>2 平成26年4月1日現在の保育所待機児童数について</p> <p>3 平成25年度児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の状況について</p> <p>4 「横浜市子供を虐待から守る条例」について</p> <p>5 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組について</p> <p>6 今後の主な検討事項及びスケジュールについて</p>
決定事項等	各種基準案に対する意見書を、資料のとおりとりまとめました。
<p><議題></p> <p>1 各種基準案に対する意見書のとりまとめについて</p> <p>（事務局）資料に基づき説明</p> <p>（1）幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>（松岡委員）設備基準の広さについて、「3.3㎡以上が望ましいが、当分の間、2.475㎡以上とする基準は容認せざるを得ない」の「当分の間」はどれぐらいなのでしょう。最終的には3.3㎡を確保するよう努力していくということでしょうか。それとも都市型では、場所の確保は現実的に難しいということでしょうか。</p> <p>（事務局）面積基準案は、現在の保育所と同様の基準として、0歳児、1歳児については3.3㎡以上を求めていくことと考えており、新設整備はこの基準を適用していきたいと考えています。ただ、既存の保育所等の居室面積の基準が2.475㎡以上という状況であり、新たに認定こども園になっていただくにあたり、3.3㎡を適用すると定員数が減ってしまうという状況が考えられます。「当分の間」を具体的な数字でお示しすることは難しいのですが、改修等の機会をとらえて3.3㎡以上とするよう、段階的に適用していくことを考えています。</p> <p>（松岡委員）最終的に何年度までという形ではなく、その園が改修なり何かをする機会をとらえてということでしょうか。</p> <p>（事務局）非常に難しいところですが、現実的な兼ね合いもあり、改修の機会をとらえてという形で進めさせていただければと思っています。</p> <p>（相原委員）段階的に3.3㎡以上になっていくと、定員数が減り通える園児が減っていき、職員の数も減る可能性があるということでしょうか。やめざるを得ない先生が出てくるのではと素朴な疑問があります。</p> <p>（事務局）配置基準は最低限必要な基準ですので、それを上回る雇用、配置は可能ですが、運営との兼ね合いでもあり、すべてそのまま配置ということにはならないと思います。</p>	

(相原委員) 園児が減ると経費が賄えなくなり、人件費は大きいので先生を減らさざるを得ない状況になると考えられ、気の毒に感じます。

(事務局) 基準により定員を設定し、基本的には、定員の範囲内で空きがあれば受けていただく体制をとっていただくこととなります。定員により公定価格が決まり、運営に係る経費は設定されるので、定員に応じた職員数を確保いただくこととなります。なお、今ご意見がありましたように、実際に通うお子さんが少なくなる場合は、全体の運営の状況を見ながら、受け入れていただく定員数を変更することも将来的には行っていくことになるだろうとは思いますが、しかし、横浜の現実から申しますと、まだまだ待機児童も、保育所の申し込み等も増えている状況でもございますので、すぐそういう状況になるとは考えていません。

(増田委員) 「はじめに」にあるとおり、「子どもにとって」という視点、そして横浜の教育・保育の質を確保する、ということは、保育・教育部会の中でも全委員が大事に考えていました。㎡数等についても、広さの確保を期待する一方、横浜で待機児童ゼロが達成されたもののまた待機児童が増えたという状況の中、当面待機児童対策、数の確保も行わなければならない、部会としても、一気に質の向上を求めたいという思いを持ちつつ、今の質は落とさずよりよい質の確保に向けて、このような方向性で意見がまとまりました。

(太田委員) 参考資料2-2の「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準について」に園医の規定が特に記載されていないようです。現行の保育園では、保育園がそれぞれ市の医師会から推薦という形で園医が設置されていますが、今後できる幼保連携型認定こども園では園医はどのように定められているのでしょうか。

(事務局) 幼保連携型認定こども園の園医についてですが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置となっています。

(太田委員) 現在は、医師会の保育園部会が保育園に園医を出動させています。今後できる幼保連携型認定こども園においても、学校医の所属は医師会の保育園部会になるのでしょうか。

(事務局) 認定こども園は学校教育法に規定する学校にも位置づけられ、また児童福祉法における児童福祉施設にも位置づけられています。これまでは認定こども園は認可幼稚園と認可保育所として、両方合わさって1つの幼保連携型認定こども園という認定を受けており、幼稚園の学校医と保育園の園医と2人いる必要がありました。ですが、今後は一体的に認可を受ける施設になり、学校医の必置として、1人で足りることになります。具体的な方向については整理が必要だと思いますので、また改めてご相談させていただければと思います。推薦等についてお願いする形はとらせていただくことになろうかと思えます。

(太田委員) 現在、市の保育園部会でも保育園医が足りなく、今年4月から27園増え、地区によっては1人で6~7園の園医をやっているという現状があります。その中で、こういう施設がまた増えていくと、医師会としても園医を受けたいのですが、保育園の質のキープが難しいと考えています。理想的には園医は専門医が行いたいのですが、現状ではそれが難しい状況で、行政がどう考えているかを知りたいと思っています。それから学校医について、市では学校医部会と保育園部会と別のもので、今我々が理解している学校とは小学校の学校医で、ご存じのように幼稚園は医師会でも部会がないし、市でもそういう担当はちょうど狭間になっているものなので、幼稚園の医者が園医なのか学校医か規定がわからなかったのです。その辺をはっきりとさせていただこうと思って質問させていただきました。

(森委員) 2点質問がありまして、1点目が「食事の提供について」です。一定の要件を満たす場合に限り、調理室を備えず外部からも食事を提供してもいいとあります。多くの園にとって調理室を設置することは、配管とかいろいろな設備の面でも非常に大変なことと思いますが、一定要件を満たす場合ということがど

のような場合なのか教えていただければと思います。参考資料7ページの第7条第4項「園児数が20人に満たない場合」を指しているのではと思いますが、それ以外にも要件があるのか教えていただければと思います。

あともう一つが、同じ項目の中で、働いている方は給食、働いていない方はお弁当ということが記載されていると思いますが、最後の「各園の方針に基づき、多様性に配慮した運用ができるよう望みます」については、保育・教育部会の皆様のいろいろな気持ちが込められているのではと読み取りました。多様性に配慮した運用について、どのようなことを想定して記載されたのか、部会委員の皆様もしくは事務局から、少し補足いただけたらと思います。

(増田委員) この時期の子どもにとって食事は大変重要なものです。保育・教育部会でも各委員が積極的に意見を出したところではあります。一方で、保育所は長年にわたり食事提供について細やかな配慮のもと、乳児期から6歳に至るまで、食事についてのさまざまな工夫をされています。幼稚園についても多様な状況があるかと思えます。弁当持参でなければならない園から、給食で提供する園、その間にもいろいろなパターンがあると思えます。短時間の子どもの食事について、すべてを園で提供しなくてもいいのではということや、弁当を保護者がつくることの意味などについても、部会でかなり話し合いました。その中で、こうでなければならないと一本化するより多様な状況に対応した柔軟な対応が望ましいのでは、とこのような記載になったものです。今後ますます家庭において十分な食事の提供ができ得ない状況が幼保を問わずある状況で、新たな幼保連携型認定こども園での食のあり方は、このような考え方を基本に実践しながら改善していくことになるかと思えます。また、規模によって調理室等を設置することの負担がいかにか大きいか、実質的に新たな方向に向けて食事について充実するときに課題があることも提示されました。

(事務局) 自園調理ではなくて外部搬入ができる基準について、改めてご案内させていただきます。条文上は5つあります。食事の提供責任があり管理者が衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得る体制になっていること。栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われること。調理の業務受託者が衛生面、栄養面と調理業務を適切に遂行できる能力を有している者であること。幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供、あるいはアレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。食育に関する計画に基づく食事を提供するよう努めること。以上の5項目となっています。

(橋本委員) 参考資料7ページの第9条の保育時間について、「1日につき8時間を原則とする」となっています。横浜の幼稚園で行っている預かり保育は7時半から18時半まで11時間ですが、この関係はどうなのでしょう。

(事務局) 保育所も同様ですが、基本的に原則保育時間は、コアの部分としては8時間と定めていますが、保育の必要性に応じて11時間までは標準として保育するということになっています。わかりにくいのですが、実際には必要に応じて11時間の保育をしますので、11時間は開いていただくことになっています。

(大日向委員長) 国の会議でも議論がありました。働く時間が8時間で通勤時間が行き帰り1時間の場合、どうしてもプラス2時間必要になります。すべて11時間預かるべきということではなく、保護者の方が8時間勤務であれば8時間保育では成り立たないということで、プラス通勤時間を入れるという可能性を考えているとご理解いただければと思います。

(橋本委員) わかりました。もう一点、子育てしている親への啓発についてですが、預かりが充実していけばいくほど、自分で育てるよりは専門家に預けて自分は働くほうを選びたいという人たちが増えるのではないかと危惧しています。大変さもあるかもしれないけれども、子育てすることのプラス面の啓発をしていかない

と、駅の近くの保育園に預ければ済むという意識になってもらっては困るので、できるだけ環境のよい保育園を選ぶとか、子どもにとってどういう生活が大事なのか、という啓発を行政がやるべきと思いますが、そのような議論はなかったのでしょうか。

(増田委員) 保育・教育部会では、そのような議論も行いました。先ほどからお話がありますように、就労と子育ての両立を図る方にとっては長時間、またその中でも質の高い保育の充実が必要です。一方で、橋本委員からお話がありましたように、子どもを育てるということは本当に大変さもありますが喜びがあり、それが人間としてまた親としての育ちにもつながります。今回の新制度の中で、子育ての中で何が大事なのか、そして必要な場合にどういう支援を受けることができるのか、市民への周知の取り組みが大事であると話し合いました。

(松岡委員) 生まれる前、お母さんのお腹にお子さんがある頃からもう少し話をしていくといいのではと思います。さらに、学生や子どものうちに、子どもについて何も教わずに親になってしまったという話は、私も含めてですが、本当によくあると思います。地域子育て支援拠点には、これから0歳、1歳ぐらいというお子さんと親御さんたちが多く来ますので、保育園などだけでは啓発しにくいのであれば、地域子育て支援拠点とか、地域のいろいろなサロンなどが連携して、地域の方に入っただいて、普通の市民の皆さんが、子育てについて目を向けていくということが大事だと思います。どうしても保育だけで子育てが語られることが多くなってしまうので、子育て部会において、今後、話が進んでいくのではないかと思います。

⇒子ども・子育て会議として、案の通り承認

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

(大野委員) イ「費用の徴収について」ですが、給付費のほか、利用者が負担する通園バスとか教材費などの経費の実費徴収については私も理解しますが、「利用者の経済状況に配慮する」ということで、例えば利用者が経済的状況によって負担できない場合、どのような配慮をされるのでしょうか。実際、経済的に困窮している家庭の場合、負担できないこともあろうかと思いますが、どの程度配慮されるのでしょうか。

(事務局) 費用徴収については、利用者にご負担いただくものについては、保育料と実費費用、それと上乗せ徴収費用と3つに分かれています。保育料については、基本的には所得に応じた負担ということになっており、収入に応じて傾斜された料金が設定されます。実費徴収は、例えば給食の主食代とか実費にかかる費用で原則的には利用される方にはご負担いただくものですが、低所得者に対してのみ若干費用を援助する事業を国が今検討しています。補足給付という、補う形で給付することが設定される予定です。内容的には生活保護の方だけ2分の1負担を軽減するという内容で検討されています。今ご指摘がありました上乗せ徴収は、基本的には保護者の方にご了解をいただきながら園が徴収できるもので、こういった内容でどのように使うのかきちんと説明した上で同意いただくことが前提になり、法的な援助は基本的には設定されていません。可能性としては、それぞれの施設の対応において、低所得者の方に何らかの配慮があり得るかもしれないということですが、園のご判断になると思います。

(大野委員) 保護者に過大負担とならないよう、十分配慮していただきたいと思います。徴収する経費については、児童の処遇に充てることが大名目だと思いますので、ぜひそういう指導を行政として行っていただきたいと思います。

⇒子ども・子育て会議として、案の通り承認

(3) 保育の必要性の認定に関する基準について

(菫田委員) 就労時間の下限時間についてですが、一月当たり48時間から64時間の間で市町村が定めるということで、64時間以上が浸透しているという理由で64時間以上とされていますが、浸透していることが大事なのかどうか。48時間以上64時間未満の狭間の人がどのぐらいいるのかは大事なことと思いますが、把握されているのでしょうか。一時保育の数にも関連してくるのではと思いますし、実態を把握しておく必要があるのではと思います。

(事務局) 64時間以上ということについては、市民に浸透していることも事実なのですが、一方で資料のとおり、保育ニーズが今後さらに高まることが想定されています。本日の資料には入っていませんが、昨年度実施したニーズ調査に基づくニーズ量は、現行の64時間にあわせて算定を行っており、64時間以上としても5年先を見据えたときにかなり高い必要量が算出されているという状況があります。今お話がありました一時保育、一時預かりについても、調査では高いニーズ量が出ています。今後、具体的に事業計画を策定していくにあたり、各部会を中心にご議論いただくこととなりますが、ニーズ調査の結果を十分踏まえていく必要があると考えています。

(菫田委員) ニーズが高いことは分かるのですが、その間の方がどのぐらいいらっしゃるのかは重要なことと思いますので、引き続きその対応をどうしていくのか、一時保育においても、おそらく議論になっていくポイントと思います。

(大日向委員長) 他の自治体では、48時間以上としているところもあります。ただし、横浜市の特性は、先ほどこからいろいろとお話がありますとおり、非常に保育所待機児童が多いということで、そういう大変さもあるのだと思います。保育・教育部会ではそのあたりどのような議論があったのでしょうか。

(増田委員) 現状の64時間以上でいいのかどうかについては、保育・教育部会においても議論しました。しかし、今の横浜の実態を踏まえながら子どもにとってということを考え、一時保育の枠の多様性の中で、継続性を重視しながら、現状よりさらに市民のニーズにしっかりとこたえられる形で行っていく方向性を話し合いました。

(事務局) 先ほど、ニーズ量が増えていく見込みとお話ししましたが、若干補足させていただきます。昨年度の部会でも紹介したのですが、保育所整備の予算上の定員数とニーズ量についてです。今年度も保育所整備を進めており、来年4月に向けての定員数は、予算上の数字になりますが、概算で6万1107人となっています。それに対して見込み量としてのニーズ量は6万2476人であり、64時間以上としても、1369人分が不足するという計算になります。

⇒子ども・子育て会議として、案の通り承認

(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

(松岡委員) 「職員関係」の資格要件について、「基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完することが適切である」とありますが、これまで放課後支援において地域の方が随分ボランティアで入ったりして見守りがされていたということが、なくなってしまうのではと思います。参考資料5の「職員関係」では、いずれかに該当する者ということで、保育士、社会福祉士、2年以上児童福祉事業に従事した者、教員免許を有する者、大学で学んだ者ということで、大分資格要件のハードルが高くなったのではと思います。確かにそういう要素を持っている方も必要と思いますが、もっと身近に子どもたちを見守ってくれる存在がこれまであったと思います。この資格要件だけで進めていくと、なかなか

か該当する人がいなく、どこからか該当する人を連れてきて、放課後の見守りが地域と隔離したものになってしまうのでは、と思います。放課後部会ではどのように話し合われたのでしょうか。

(明石副委員長) 放課後部会でも、非常にハードルが高過ぎると議論しました。現在の放課後キッズクラブとはまっ子ふれあいスクールの職員の方に、場合によりこの基準をクリアできない方が出現するのではないか、そのような場合どうするのか、例えば短期間の方とか、安定していない非正規の方が来たときに、この高い基準をどうクリアするのか、議論しました。来年から5年間は経過措置として、行政のアドバイスも受けながら英知を集めて研修し、職員を育成し質を高めていこうと話し合われました。短期間だけで辞められてしまうと困るという意見もありました。来年からの5年間の経過措置をどういう形で本気で取り組むかということが、一番緊急の課題ではと議論をしています。

(事務局) 事務局から補足させていただきます。まず研修の内容についてですが、8月の段階で国から提示される見込みです。その内容に沿って本市でも神奈川県から受託する際には、整理して研修メニューをつくってまいりたいと思っています。それから職員の基準、要件ですが、こちらに書き込んである職員の基準については、基本的に支援員の基準となっています。確かに基準は大分厳しい要件にはなっています。非常に古いデータで恐縮ですが、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブに2年前に調査しました。全部に回答いただいたわけではないのですが、アンケートの時点では放課後キッズクラブで約2割の方、放課後児童クラブで約1割の方が今のこの基準に該当する資格要件にないというご回答をいただきました。なお、これまでは、従うべきということではなくて、あくまでも望ましいということで対応してきています。この基準を満たしていない方々のほとんどが、高卒以上・勤務年数2年以上という基準のうち、勤務年数2年未満に該当していました。順当に今もお勤めしていただければ、大部分の方は2年以上の経験年数をクリアされるのかなと思っています。その一方で、まだ要件に満たない職員の方もいらっしゃいますので、その方については支援員としての基準をクリアしていただくか、あるいは補助員として引き続きお仕事をさせていただくか、ご判断いただくことになるとなっています。

部会長からお話のあった経過措置ですが、こちらは研修期間に関する経過措置になります。来年度から研修が始まると、補助員も含め支援員の方の人数が大分いらっしゃるの、1年間ですべての方の研修は終わりません。そのため、研修については経過措置を設けて、5年間で研修を修了いただくことを考えています。それ以外の職員の要件については経過措置はとらないので、非常に大変なところもあるかもしれませんが、基本的にはこの基準を満たしていただくようお願いしたいと思っています。

もう一点、もちろん補助員として地域の方が関わることも十分可能ですので、そういったことも引き続き対応してまいりたいと思っています。

(松岡委員) 支援員と補助員には関係性があり、補助員である地域の方がとてもいい働きをしていることもよく聞いています。その方はボランティアだったりし、地域の方々のお力がないと難しく、またずっとボランティアに頼っていていいのかということもあると思いますが、職員の資格というか担保してもらうものに、もう少し補助員の方々のお力を入れてもいいのではと思います。

子どもの健全育成を考えると、地域抜きでは考えられないことだと思います。地域の方々が、補助員だけではなく、研修も座学だけでなく現場で学んでいくということが大事だと思います。今まで培ってきた子どもとの関係性とか、地域の大切なものがなくなるのではない制度にという話も聞いています。ぜひ放課後部会でお話を進めていただければと思います。

(事務局) 貴重なご意見だと思います。ご参考までに1つ申し上げますと、放課後児童支援員の資格要件につ

いては、厚生労働省令による従うべき基準となっておりますので、横浜市が緩めるとかきつくするということは可能ではないということになります。一方で、地域の方のご支援があつて当然成り立つ業務ですので、その方々の参加の度合い、あるいはその方々のご貢献に対して横浜市がどのように対応するか、それは今までも多々ご参加いただき、新制度により変わるものではないということを申し添えたいと思います。

(木元委員) 書かれているようないろいろな研修や資格要件を満たして、果たしてどれくらいのお給料をもらつてお仕事をしているのでしょうか。例えば幼稚園が放課後、場所が空いているという場合、そこを使ってそういうことをやろうというときに、やってくれる方々にどれだけペイできるのか、それをずっと継続していけるのか、ということができそうな状況であれば、もっと増える可能性があるのではないかと思います。厳しい要件ばかりあつて、これだけ払えますよということが書かれていないのはどうなのかと感じました。

(事務局) これまで放課後児童健全育成事業については、保護者と行政の負担が半分ずつという一定の考えのもとに、国の補助金体系がつくられてきた状況があります。今回このような動きの中で、国も経済成長戦略の中で、放課後児童に対しての施策を厚くすることになっており、補助金体系が変わってきます。国に対して、横浜市としても直接いろいろな要望をしているところです。

(大日向委員長) 保育や学童保育のあり方とその質は、実は職員次第ということは本当にそのとおりであり、皆様から寄せられたご意見は大変貴重だと思います。今のご意見を踏まえて、今後部会でも検討いただければと思います。

⇒子ども・子育て会議として、案の通り承認

<報告事項>

1 部会の開催状況

(保育・教育部会 部会長：増田委員) 資料に基づき説明

(放課後部会 部会長：明石委員) 資料に基づき説明

2 平成26年4月1日現在の保育所待機児童数について

(事務局) 資料に基づき説明

(橋本委員) 保育コンシェルジュは、その担当する区内にある保育園とか、保育している幼稚園とか、すべてを回ってその実情を知った上で紹介しているのでしょうか。

(事務局) 保育コンシェルジュは、保育サービスすべてを自身で現地を回って確認のうえ、把握してご紹介させていただいています。

(大日向委員長) 大変なご努力をされており、引き続き頑張ってくださいと思います。

3 平成25年度児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の状況について

(事務局) 資料に基づき説明

(松岡委員) 一時保護児童の退所理由別件数で「家庭引取」が一番多いということは、また家に戻るといふことで、そこから繰り返すという件数は把握できているのでしょうか。

(事務局) 確かに一時保護を複数回行うこともあります。一時保護により、家族が休まることや子どもとの距離感をとることができるなどの支援の意義もあり、必ずしも一時保護を何回も行うのが悪いことではないと考えています。正確に何件という数字は、今手元にはない状況です。

(松岡委員) 子どもを預かっている間に家族が休まるということでは、解決にならないのではと思います。家庭だけでは難しいときに家庭に戻すことがあるのだと思いますが、その後の見守りなど手厚い支援があるのでしょうか。一時保護により家族が休まることがわかっているのであれば、子どもが戻ることに對して親はまだ厳しい状況ということだと思います。一時保護のその先をつなげて考えているのでしょうか。

(事務局) さまざまなケースがありますが、お子さんをお帰しした後に、児童相談所の職員が支援したり、例えば精神障害があれば治療を行ったりと、再度の一時保護がないように、こちらも努力はしています。なお、家に帰りたいたいというお子さんがたくさんおり、それをなるべく実現することにも配慮しますが、繰り返される場合には、当然我々も施設への入所等を決断せざるを得ない状況です。

(橋本委員) 学齡児の場合は、虐待を受けて保護された子どもが家に帰った場合に、放課後児童クラブや放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールなどに参加できるような手配の連携はしているのでしょうか。

(事務局) 保育所や学童保育などは、もちろん用意した上でなければ、むしろお帰ししていません。

(橋本委員) 高校に進んでいないお子さんの居場所はあるのでしょうか。もう一点、15歳以上が8.5%とありますが、義務教育が終わり、15歳以上で高校に進んでいない子どもの対応はどのようになっているのでしょうか。そういう子どもたちがSOSを出した場合、どこが居場所になっていくのでしょうか。

(事務局) 一時保護の後、例えば青少年相談センターなど、子どもたちが行くような施設も考慮しています。また、横浜市では養育支援家庭訪問事業をかなり推進しており、訪問員の派遣により、家庭の養育力を援助することも実行しています。

(橋本委員) 家庭に帰すという前提で動いているということでしょうか。

(事務局) 家庭に帰すことはもちろん一番大きな目標ですが、そうすることができないケースもたくさんあり、そのような場合には、例えば児童自立援助ホームなどの施設を利用する場合があります。

(橋本委員) 例えば、15歳を過ぎて家に居にくくなり家出したような子どもたちが、社会でうまくいなくてSOSを出したときに、家が嫌で出ていっているわけですから家に帰ることは不可能で、かといって社会に置いたままでは多分被害者になる可能性が高いと思うのです。そういう子どもたちを受け入れる枠というのはどのくらいあるのでしょうか。

(事務局) 多分全国で3か所ほどだと思いますが、横浜市は、一時保護所の中に自立援助部門という定員10名の施設を持っており、アルバイトや就労の援助などを行っています。その上でまだ定着できない場合には、児童自立支援施設の利用を考えたり、里親制度の利用を行う場合もあります。

(橋本委員) ありがとうございます。

(大日向委員長) 児童虐待の問題は、今の子育ての厳しさ、親の困難な状況を端的に現しているものと思います。児童相談所も単に家庭幻想で帰しているわけではなく、本当にきめ細かく対応に苦慮されていると思いますが、引き続き、地域みんなで見守ることに注力いただくことも大事かと思います。

4 「横浜市子供を虐待から守る条例」について

(事務局) 資料に基づき説明

(太田委員) 個人的見解かもしれませんが、これだけ児童虐待が騒がれている中、いたいけな子どもがおにぎりを1個食べて亡くなってしまったという厚木の児童虐待の事件では、現行の児童虐待に対する法的な方向の限界を感じます。先日の新聞記事では、児童相談所で保護されたお子さんの半分に保護歴があるということでした。いろいろな取組をしても、半分がもとに戻ってしまい、数もどんどん増えている状況とすると、児

児童相談所は現在の体制で本当に対応できるのか、児童相談所の人たちとその他行政、医師会により本音で話をする機会を持つべきと思います。また、今まで児童相談所のトラブルには民事介入できないということが前提でしたが、こういう時代に個人情報の関係で民事介入できないということは課題と思います。

この条例については、書くだけなら自由と思いますが、これだけで解決できるとは思いません。「市民の責務」について、マンションで個々の家族がお互いに連絡がとれなく民生委員の活動もなかなか難しい状況で、隣同士で介入できるかということも、努めなければならないと書くことは簡単ですが、実際できることを一歩踏み込まないと、問題は解決しないと思います。

市の子育てSOS連絡会に、医師会としては、私は小児科として関わり、2年前から産婦人科が、今年から精神科が、いずれ近い将来は怪我に関して整形外科も入る必要があるのではと考えています。医師会としてもなるべくお手伝いしたいと思います。児童虐待の対応を根幹的に国が変えていかないと、市がいくら言っても始まらないと思います。市から国への要望をどんどん出して、根幹的な部分を変えていくことを考えたいと思います。

(松岡委員) 市民の責務とか保護者の責務という形で、「こうあらねばならない、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならない」ということを並べれば並べるほど、逆効果になることがとてもあるのではと思っています。マンションで隣がどんな人がわからず、いちいち警察に通報され、いきなり警官が来ることになり、そうすると今度は子どもが泣かないように口をふさぐというような、隠す方向にどんどん深く浸透して、孤立していくことを進めてしまうのではと感じています。もっと手前のところで、虐待につながらないような早い段階で、何ができるかということを考えなければいけないと思っています。知らない人への挨拶はなかなかできないので、いつも散歩で会う人と顔見知りになって犬の名前を聞くなど、そういうところからでないとなかなか顔見知りにならないと思いますが、そういうこともなく条例を読んでも、だから子育てはしにくいというような、逆にやりにくさが出てきたと感じました。この条例をどうやってうまく使っていくかということを考えていかないと、かえって虐待防止から離れていくのでは、という感想です。

(事務局) ただいまの太田委員、松岡委員のご発言を真摯に受けとめて、きちんと子どもをどのように支えていくかという体制を、考えていかなければならないと思います。太田委員のお話では、児童相談所だけでは難しいというお話がありました。援護を必要としている子どもたちの対応として、児童相談所の体制充実などに努めてまいりましたが、周辺で支える施設の整備や職員の質の向上、里親の充実など、まだまだ進めていく中で考えていかなければならないと思います。ご指摘のように、医療の分野との連携も当然必要であろうと認識しています。また、松岡委員のお話についても、私たちも条例の趣旨をきちんと咀嚼しながら政策をしっかりと進めていけるように努力していきたいと思っています。よろしくご指摘をいただければありがたいと思います。

(大日向委員長) 委員から、大変厳しくはありますが、子どものことを想う貴重なご意見をいただき、また事務局からは、それに関して大変真摯に受けとめたご答弁をいただいたと思います。引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

5 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組について

(事務局) 資料に基づき説明

(増田委員) 今日のご報告は、起きた事象に対して事後どうしたらいいのかということで、これだけ多くの課題が出ているため仕方ないのですが、先ほど太田委員のお話にありましたように、虐待をはじめ、子どもの育ちにかかわる危機的な状況を何とか脱するためには、多感な時期、例えば中学生のころからお医者様等の力を

大いにお借りしながら、人が生まれることの奇跡的な状況や、生まれたことについて考える機会を持つべきと思います。そうすれば、自ら命を絶ったり、人の命を奪うということができないはずと思います。起こったことに対する対応ももちろん重要ですが、ぜひ横浜が教育機関とさまざまな連携をして、本当に多感な時期に人の命の尊厳というものを実感しながら、やがて成人になり人の親になるという形をぜひつくっていただきたいと思いました。数値的に見てもあまりに悲観的な状況がありますが、突破口を教育の段階からぜひ行っていただければと思います。先週、ある未熟児等と関わりを持つ1人のお医者様と出会い、その地域でそうした細やかな対応をしていらっしゃるということを直接お聞きしたこともあり、ぜひ横浜で一步前に出ていただければと思います。

(事務局) 大変素晴らしいご指摘をありがとうございます。横浜市では教育委員会と協力して、小学校などで命を大切にする授業を、区の保健師、助産師などが関わって、授業を行う取り組みもさせていただいています。ご指摘のように、そういう取り組みを拡大するとともに、特に思春期のお子さんにも対象に、親になることの意義や自立した生活への意識など、養って育てていくような事業にも取り組みたいと思っています。またよろしくご指導のほど、お願いいたします。

(松岡委員) ほとんどの地域子育て支援拠点には、夏休みにボランティアの学生たちが来ています。緑区地域子育て支援拠点でも、中学生が夏ボラという形で来ています。さきほどのお話にありました、早い段階で実際に赤ちゃんに触れ合ったり、お母さんがどんな様子で子どもと接しているかを見ること接することで、自分もかつてはこんなに弱々しいものだったと認識し、赤ちゃんと遊ぶことの楽しさを感じたり、自分たちがどれだけ役に立っているかという自己肯定感を感じたりすることができると思います。

地域子育て支援拠点に限らずプレイパークや地域のサロンなどでも、赤ちゃんたちが来て触れ合える機会をつくっていたりして、大人でも子どもでもない時期にそういう体験をすることは大きいのではないかと思います。教育委員会の方でも、小学校高学年、中学生、高校生くらいの時期に、そういう機会を増やせるようにしていただければと思います。

(大日向委員長) ありがとうございます。本当に現状には厳しい子どもの育ちの問題が山積しております。新制度ではそうした問題解決に向けてどう取り組むかということで、実施主体である基礎自治体の責務は非常に大きいのですが、同時に、皆様のご意見にもありましたように、行政だけに負わすのではなく、市民がどれだけ一緒に汗をかけるかという思いが委員の皆様からたくさん出されたこと、大変素晴らしい会議で、うれしく思っています。

6 今後の主な検討事項及びスケジュールについて

(事務局) 資料に基づき説明

(大日向委員長) 以上で、平成26年度第1回横浜市子ども・子育て会議を終了します。

資料	資料1	横浜市子ども・子育て会議委員名簿、部会委員名簿
	資料2	横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
	資料3	各部会の主な所掌事項
	資料4-1	平成26年度子ども・子育て会議部会報告書(保育・教育部会)
	資料4-2	平成26年度子ども・子育て会議部会報告書(放課後部会)
	資料5	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準案に対する意見(案)
	資料6	平成26年4月1日現在の保育所待機児童数について
	資料7	平成25年度横浜市児童相談所における児童虐待の対応状況及び平成25年度横浜市児童

	<p>相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について</p> <p>資料8 議員提案による「横浜市子供を虐待から守る条例」について</p> <p>資料9 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組について</p> <p>資料10 今後の主な検討事項及びスケジュール</p> <p>参考資料1～6 各種基準案に対する意見書のとりまとめに関する参考資料</p> <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット「はじまるよ！子ども・子育て支援新制度」 ・チラシ 「『横浜市子ども・子育て支援事業計画』（仮称）の策定に向けた市民意見交換会を開催します！」 ・チラシ 「子ども・子育て支援新制度 利用者説明会を開催します！」
特記事項	<p>次回の会議の日時・場所は、今後調整させていただきます。</p> <p>本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。</p>